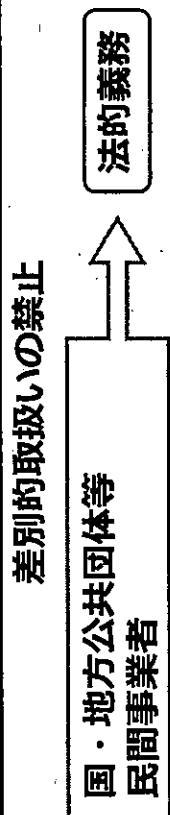


## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条 障害者差別解消法	第1項：障害を理由とする差別の権利侵害行為の禁止	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止	第3項：国による啓発・知識の普及を図るために必要な取組
	何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することとその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るために必要な情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### I. 差別を解消するための措置



### 差別の取扱いの禁止

#### 具体的な対応

- 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
  - 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

- 実効性の確保
- 主務大臣による民間事業者に対する報告収取、助言・指導、勧告

### II. 差別を解消するための支援措置

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 紛争解決・相談  | ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実 |
| 地域における連携 | ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携         |
| 啓発活動     | ● 普及・啓発活動の実施                         |
| 情報収集等    | ● 国内外における差別及び差別の解消に関する情報の収集、整理及び提供   |

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を中途に必要な見直し検討）

# 障害を理由とする差別解消に関する国基本方針の概要

平成27年2月24日閣議決定

## 1 基本的な考え方

- ・共生社会実現のためには、社会的障壁の除去が重要（そのため、障害者に対する不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供を「差別」と規定）  
→ 行政機関等及び事業者に対し、具体的取組を求め、自発的な取組を促す。

## 2 行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する共通的な事項

### (1) 法の対象範囲

- ・「障害者」：障害者基本法で規定する「障害者」（社会モデル）  
…女性である障害者、障害児に対する配慮
- ・「事業者」：目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない（反復継続の意思）
- ・対象分野：行政機関等及び事業者が事業主の立場で労働者に対して行う差別解消に係る措置は、障害者雇用促進法の定めるところにより、差別解消法の対象から除く。

### (2) 不当な差別的取り扱い

- ・正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益を侵害することを禁止  
(サービス等の提供拒否、場所・時間帯の制限、障害者でなければ付けない条件)
- ・障害者の事実上の平等を促進し、達成するための措置や優遇は、差別ではない。
- ・「正当な理由」：客観的に見て正当な目的の下、目的に照らしやむを得ないもの  
〔例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等〕

### (3) 合理的配慮

- ・個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表明があり、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が求められる。

〔現時点における一例〕

- 段差に携帯用スロープを渡す。 ○高いところに陳列された商品をとって渡す。  
○筆談、読み上げ、手話、分かりやすい表現で説明など意思疎通への配慮  
○障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更 など  
\* 障害者との関係が長期にわたる場合、合理的配慮でなく、環境整備を考慮する。
- ・建築物のバリアフリー、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等が基礎 → 各場面の状況により、合理的配慮の内容が異なる。

### (4) 行政機関等が講ずべき措置

#### ① 基本的な考え方

- ・差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供 → 法的義務
- ・国、独立行政法人等は、職員による取組を確実にするため対応要領を定める。
- ・相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会確保を徹底 → 要領に記載

## ②対応要領

- ・職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要  
→ 国なら訓令等、独法なら内部規則等で規定
- ・要領策定に当たり、障害者等を構成員とする会議を開催。策定後は公表  
〔記載事項〕 ア：趣旨、イ：差別的取り扱い、合理的配慮の基本的考え方  
ウ：その具体例、エ：相談体制の整備、オ：職員への研修・啓発

## ③地方公共団体等における対応要領

- ・対応要領の作成 → 努力義務（作成する場合は上記②に準じて作成）

### (5) 事業者が講すべき措置

- ・差別的取り扱いの禁止 → 法的義務／合理的配慮 → 努力義務
- ・各主務大臣は対応指針を作成 → 事業者は指針を参考に主体的に取り組む  
〔事業者の取組〕 差別禁止の具体的取組、相談窓口、研修・啓発の機会確保等
- ・事業者は、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じ柔軟に対応
- ・主務大臣による行政措置  
〔事業者が違法な取り扱いを繰り返すなどの場合、主務大臣は、事業者に  
対し報告を求め、助言・指導・勧告することができる。 → 国会に報告〕

## 3 その他の重要事項

### (1) 環境の整備

- ・環境整備は、ハード面、ソフト面（職員研修等）両面の対応が重要

### (2) 相談及び紛争防止等のための体制整備

- ・相談に当たって、法は、既存機関等の活用・充実を図ることとしている。
- ・行政機関では相談窓口を明確化し、対応する職員の明確化・専門性向上を図る。

### (3) 啓発活動

- ・行政機関等における職員研修（法の趣旨を徹底、障害者から話を聞くなど）
- ・事業者における研修
- ・地域住民等に対する啓発活動（インターネット、パンフレット、説明会等）
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・行政機関は、障害者施設認可等に周辺住民の同意は不要であることを周知

### (4) 障害者差別解消支援地域協議会

- ・地域の関係機関が、相談事例等の情報共有等を通じ、各自の役割に応じた事案解決のための取組など、差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして協議会を組織できる。（内閣府は設置状況を公表）

〔役割〕 適切な相談機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、その後押し等

- ・都道府県の協議会は、市町村協議会を補完・支援する役割が期待される。
- ・紛争解決に至った事例等を共有・分析するなど、業務改善、発生防止に活用

### (5) 差別解消に係る施策推進に関する重要事項

- ・（内閣府）国内外の情報収集、整理及び提供
- ・基本方針、対応要領、対応指針の見直し等（法施行後3年経過時点）

# 障害者差別解消法に関する本県における対応方針（案）

## 1 概要

全ての障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年に成立し、平成28年4月1日から施行される。

本年2月24日に閣議決定した「国の基本方針」や国の各省庁で制定される対応要領等に即し、本県において、「職員対応要領」を定め、職員への研修や啓発を実施するなど、法施行に向けて、本県の体制整備を図る。

## 2 県対応要領の作成

内閣府は、各省庁に対し、今年度夏を目処に対応要領を作成するよう依頼している。

本県としては、国の各省庁が作成する対応要領を参考に、秋以降に県対応要領の素案を作成する。作成にあたっては、障害者施策推進審議会の意見や、障害者団体等からのヒヤリングなども踏まえて確定する。

※「県対応要領」に盛り込む必要のある項目（国基本方針）

- 対応要領の趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 行政機関における職員への研修・啓発

## 3 啓発活動

### (1)県職員の意識啓発

差別解消法について、職員の意識啓発を図るため、研修を実施する。

今年度は、年度末に府内・県民局連絡会議を開催・説明し、今後作成する対応要領、及び、法の趣旨の徹底について各所属への周知・啓発を図る。

（なお、来年度以降については、県人事課の研修計画の中に盛り込む予定）

### (2)事業者に対する意識啓発

「心のバリアフリー普及・促進事業」等により、資料配付や事業所を訪問することによって、啓発活動を実施する。

### (3)教育関係者

インクルーシブ教育の推進（県教育委員会へ依頼）

### (4)地域住民

インターネット、パンフレット、講演会等により啓発を図る。

#### 4 相談及び紛争防止等のための体制整備

- ①差別解消法は、既存機関等の活用・充実を図ることとしている。
- ②行政機関では、相談窓口を明確化、対応する職員の業務の明確化・専門性の向上を図る。
- ③県民からの相談窓口
  - ・基本的には各市町村窓口(又は地域自立支援協議会等)で対応する。
  - ・困難事例や全県で対応すべき事例については、県障害者権利擁護センター(県社会福祉士会)や県自立支援協議会で対応する予定。
  - ・今後、障害者団体等からヒアリングし、具体的な事例を踏まえた相談窓口の一覧等についても対応要領に盛り込む予定。

#### 5 「岡山県障害者差別解消支援地域協議会」(仮称)の設置について

地域の関係機関が、相談事例等の情報共有を通じ、各自の役割に応じた事案解決のための取組など、差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして協議会を組織できる。

##### 〔役割〕

適切な相談機関の紹介、具体的な事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、その後押し等

- ・都道府県の協議会は、市町村協議会を補完・支援する役割が期待される。
- ・紛争解決に至った事例等を共有・分析するなど、業務改善、発生防止に活用。
- ・個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていない。
- ・一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととするが、環境の整備に関する相談、制度の運用に関する相談については情報共有の対象とすることとする。

##### ※想定される県協議会の構成機関等〔国の設置・運営暫定指針(案)〕

国 の 機 門	法務局、労働局 等
地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、都道府県警 等
当 事 者	障害者団体、家族会 等
教 育	校長会、PTA連合会等
福 祉 等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等
医 療 ・ 保 健	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関 等
事 業 者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、特例子会社 等
法 曹 等	弁護士会、司法書士会等
そ の 他	学識経験者、新聞社、放送局 等

##### ※岡山県障害者差別解消地域協議会(仮称)の設置案:別紙のとおり

岡山県障害者施策推進審議会委員名簿  
岡山県障害者差別解消地域支援協議会(仮称) 委員名簿(案)

(敬称略)

	氏名	職名	審議会	差別解消協議会
1	綾部小百合	岡山県精神障害者家族会連合会常務理事、事務局長	○	○
2	岡野茂一	岡山県手をつなぐ育成会副会長	○	○
3	片岡美佐子	公募委員	○	○
4	小池将文	川崎医療短期大学学長	○	○
5	徳弘昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター院長	○	○
6	永井美代子	岡山県身体障害者福祉連合会副会長	○	○
7	中島洋子	まな星クリニック院長	○	○
8	永田恵子	(旧)岡山県雇用開発協会会員	○	○
9	難場誠二	公募委員	○	○
10	濱田敏子	県立東備支援学校校長	○	○
11	平松卓雄	岡山県社会福祉協議会常務理事	○	○
12	南真琴	公募委員	○	○
13	福島益子	岡山県難病団体連絡協議会事務局	○	○
14	森脇久紀	岡山県議會議員	○	○
15	薬師寺明子	美作大学准教授	○	○
16	矢島薰	倉敷市保健福祉局長	○	○
17		岡山地方法務局		○
18		岡山労働局		○
19		岡山弁護士会		○
20		岡山商工会議所		○
21		岡山商工会		○
22		岡山障害者福祉施設協議会		○